|  |
| --- |
| **２５３９．輸出貨物取扱登録（仕合せ）** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＡＨＴ | 輸出貨物取扱登録（仕合せ）呼出し |
| ＡＨＴ０１ | 輸出貨物取扱登録（仕合せ） |

１．業務概要

保税蔵置場等に蔵置されている輸出貨物（積戻し貨物含む。）について「仕合せ」を行う場合に登録する。

なお、他所蔵置場所に蔵置されている貨物に対して本業務を行う場合は税関への貨物取扱届となる。

（１）「輸出貨物取扱登録（仕合せ）呼出し（ＡＨＴ）」業務の場合

ＡＷＢ番号または未ラベル番号、仕合せ数等を入力することにより、輸出貨物情報の呼出しを行う。

（２）「輸出貨物取扱登録（仕合せ）（ＡＨＴ０１）」業務の場合

通関業等が保税蔵置場に蔵置されている貨物に対して、仕合せを行う場合の貨物取扱登録を行う

なお、本業務を行った場合は、保税蔵置場管理者による「輸出貨物取扱確認登録（ＣＣＨ０１）」業務を行う必要がある。

また、取消しを行う場合は、「輸出貨物取扱取消（ＡＨＣ）」業務で行う。

仕合せの対象となる主な行為は次の通りである。

（Ａ）取扱種別に「Ｔ」（他貨物との仕合せ）の対象となる場合

①保税蔵置場に蔵置されている複数の貨物について、１件のＡＷＢに統合する。

②保税蔵置場に蔵置されている複数の未ラベル貨物について、１件のＡＷＢ番号が決定した場合に当該番号を登録する。

③輸入からの積戻し貨物について、複数の輸入のＡＷＢを１件の輸出のＡＷＢに統合する。

（Ｂ）取扱種別「Ｄ」（同一貨物内の仕合せ）

保税蔵置場に蔵置されている１件のＡＷＢ番号で登録されている１件の許可済貨物または輸出等申告中貨物を含む複数の貨物について、複数の搬入単位を１件の搬入単位に統合し、付与された枝番の登録を行う。

（Ｃ）取扱種別に「Ｒ」（時間延長）が入力された場合

本業務により既に登録されている貨物取扱について時間延長の登録を行う。

２．入力者

航空会社、通関業、混載業、保税蔵置場

３．制限事項

①１業務で入力可能な仕合せ元のＡＷＢ件数は最大８件とする。

②１ＡＷＢ番号に付与する枝番は、本業務を行う以前に登録されている搬入単位と合わせて最大４０までとする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）輸出貨物情報ＤＢチェック

入力されたＡＷＢ番号について以下のチェックを行う。

（Ａ）仕合せ元輸出貨物情報チェック

入力された輸入表示がスペースの場合は、仕合せ元ＡＷＢ番号に対して以下のチェックを行う。

（ａ）入力されたＡＷＢ番号に対する輸出貨物情報ＤＢが存在すること。

（ｂ）ＭＡＷＢでないこと。

（ｃ）手作業移行済でないこと。

（ｄ）差止め貨物でないこと。

（ｅ）取扱種別「Ｄ」（同一貨物内の仕合せ）が入力された場合は、仮陸揚貨物でないこと。

（ｆ）仮陸揚貨物と仮陸揚貨物以外の貨物(輸入、輸出、積戻)が混在していないこと。

（ｇ）仮陸揚貨物で混載仮陸揚貨物以外の場合は、入力者が航空会社であること。

（ｆ）（ｈ）「混載仕立情報登録（ＨＤＦ０１）」業務が行われていないこと。

（ｇ）（ｉ）搬入情報が存在すること。

（ｈ）（ｊ）仕分け元または仕合せ元のＡＷＢでないこと。

（ｉ）（ｋ）システム不参加展示場、特定輸出申告における自社施設または特定委託輸出申告におけるバスケット保税地域に蔵置中の貨物でないこと。

（ｊ）（ｌ）本業務または「輸出貨物取扱登録（仕分け）（ＡＨＳ０１）」業務が行われているが、保税蔵置場によるＣＣＨ０１業務が未入力の貨物でないこと。

（ｋ）（ｍ）「輸出申告（ＥＤＣ）」業務が行われた後に仕分けまたは仕合せを行った貨物について、再度仕合せを行う場合には、申告訂正が行われていること。

（ｌ）（ｎ）入力されたＡＷＢ番号の貨物の個数が入力された取扱保税蔵置場に蔵置されていること。

（ｍ）（ｏ）「許可・承認等情報登録（輸出保税）（ＰＡＨ）」業務による以下の登録がされていないこと。

「保税運送承認」

「滅却承認」

「亡失届受理」

「その他の搬出承認」

（ｎ）（ｐ）「許可・承認等情報登録（輸出通関）（ＰＡＥ）」業務等による以下の登録がされている搬入情報でないこと。

「不積返送承認」

「積込港変更」

（ｏ）（ｑ）取扱種別「Ｄ」（同一貨物内の仕合せ）が入力された場合は、ＥＤＣ業務により輸出申告が行われているかＰＡＥ業務等によりマニュアル許可の旨が登録されていること。

（ｐ）（ｒ）「輸出申告変更事項登録（ＥＤＡ０１）」業務が行われている場合は、当該業務が行われた後、「輸出申告変更（ＥＤＥ）」業務まで行われていること。

（ｑ）（ｓ）輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中または輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中でないこと。

（ｒ）（ｔ）入力されたＡＷＢ番号に事故コードが登録されている場合は、税関による事故確認が行われていること。

（ｓ）（ｕ）「仕合せ元」の貨物種別は、すべて同一であること。

（ｔ）（ｖ）仕合せ元貨物に１つでも車上通関の旨が登録されている場合は、他の仕合せ元貨物についてもすべて車上通関の旨が登録されていること。

（ｕ）（ｗ）通関状態による仕合せ可能な組み合わせは次の通りである。

表１　仕合せ可能な組み合わせ一覧

|  |  |
| --- | --- |
| いずれか１欄の通関状態 | 他のすべての欄の通関状態 |
| 未通関貨物 | 未通関貨物 |
| 通関中貨物＊２ | 未通関貨物 |
| システム外許可済貨物 | システム外許可済貨物 |
| システム通関貨物＊３ | 未通関貨物 |

（＊２）通関中貨物とは、ＥＤＣ業務、ＥＤＥ業務により書類審査扱いとなった輸出貨物情報をいう。

（＊３）システム通関貨物とは、ＥＤＣ業務、「輸出申告審査終了（ＣＥＥ）」業務または「許可・承認等情報登録（輸出通関）（ＰＡＥ）」業務等（以下、ＥＤＣ業務等という。）により許可となった輸出貨物情報をいう。

（ｖ）（ｘ）通関中貨物またはシステム通関貨物と未通関貨物の仕合せを行う場合は、未通関貨物の搬入年月日は通関中貨物またはシステム通関貨物の搬入年月日以前であること。

（ｗ）（ｙ）貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

（ｘ）（ｚ）通関業者の場合で、入力者と登録されている通関依頼先が異なる場合は、登録されている通関依頼先の利用者と受委託関係がシステムへ登録されていること。

（Ｂ）仕合せ後輸出貨物情報チェック

入力されたＡＷＢ番号に対する輸出貨物ＤＢが存在する場合は次のチェックを行う。

①ＭＡＷＢでないこと。

②手作業移行済でないこと。

③差止め貨物でないこと。

④仮陸揚貨物でないこと。

④仕合せ元貨物が仮陸揚貨物の場合は、仮陸揚貨物であること。

⑤ＨＤＦ０１業務が行われていないこと。

⑥「貨物情報切替登録（ＣＨＧ）」業務で作成された貨物の場合は、「一括搬入確認登録（ＢＩＬ０１）」業務で搬入済みとなっていること

（４）輸入貨物情報ＤＢチェック

入力された輸入表示が「Ｉ」の場合は、仕合せ元ＡＷＢ番号に対して以下のチェックを行う。

①入力されたＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報ＤＢが存在すること。

②一般通関、ＡＷＢ通関、蔵入承認、移入承認、総保入承認、輸入許可前引取承認、別送品通関許可及び展示等承認がされていないこと。

## ③仮陸揚貨物でないこと。

## ④システム外搬出貨物でないこと。

## ⑤仕分け元となっている貨物でないこと。

## ⑥保税運送申告済または承認済でないこと。

## ⑦収容、滅却、廃棄、亡失または登録情報削除容認の登録がされていないこと。

## ⑧船用品積込承認済でないこと。

## ⑨機用品個別積込承認済でないこと。

## ⑩輸入申告済でないこと。

## ⑪蔵入・移入・総保入承認申請・展示等申告済でないこと。

## ⑫ＭＡＷＢでないこと。

## ⑬差止め貨物でないこと。

## ⑭到着した個数等が突合済であること。

## ⑮「輸入貨物情報変更登録（ＣＡＩ０１）」業務等により貨物情報の訂正が保留されていないこと。

## ⑯「貨物取扱登録（改装・仕分）（ＣＨＳ０１）」業務がされている場合は、保税蔵置場による「貨物取扱確認登録（改装・仕分）（ＣＦＳ０１）」業務が行われていること。

## ⑰事故貨物の場合は、税関による事故確認がされていること。

## ⑱仕合せ後貨物に事故コードが入力された場合は、登録されている事故コードとの前方一致チェックにおいて合致すること。

## ⑲スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

## ⑳ＵＬＤでないこと。

## ㉑貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

（５）航空貨物取扱番号ＤＢチェック

取扱種別に「Ｒ」（取扱時間の延長）が入力された場合は、以下のチェックを行う。

①入力された貨物取扱番号が存在すること。

②取扱確認がされていないこと。

③入力された開始年月日・時刻は事前に登録されている取扱終了年月日・時刻以後であること。

５．処理内容

（１）ＡＨＴ業務の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（Ｃ）注意喚起メッセージ出力処理

登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

（２）ＡＨＴ０１業務の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）貨物取扱番号払出し処理

貨物取扱番号をシステムにより払い出す。

（Ｃ）未ラベル番号払出し処理

貨物識別に「Ｌ」（未ラベル）、かつＡＷＢ番号にスペースが入力されている場合は、未ラベル番号をシステムで払い出す。

（Ｄ）輸出貨物情報ＤＢ処理

（ａ）時間延長の場合

時間延長が入力された旨の登録を行う。

（ｂ）時間延長以外の場合

①仕合せ元及び仕合せ後の輸出貨物情報に、貨物取扱（仕合せ）の旨を登録する。

②仕合せ後の輸出貨物情報が事前に作成されていない場合は、新たに作成するとともに貨物取扱の旨を登録する。

③仕合せ元及び仕合せ後の輸出貨物情報に取扱確認中の旨を登録する。

なお、保税蔵置場管理者によるＣＣＨ０１業務が行われるまでは、ＡＨＣ業務及び分割搬入の場合の搬入確認業務のみを受け付ける。

④仕合せ後の輸出貨物情報にＡＷＢ番号またはシステムにより払い出された未ラベル番号を登録する。

（Ｅ）輸入貨物情報ＤＢ処理

（ａ）時間延長の場合

①時間延長が入力された旨の登録を行う。

②時間内から時間外への延長が行われた場合、保税蔵置場料金計算機能の取扱件数の加減算処理を行う。なお、輸入貨物が特殊貨物の場合は、加算処理は行わない。

（ｂ）時間延長以外の場合

①輸入貨物情報ＤＢの情報を輸出貨物情報ＤＢに登録するとともに、移しかえた旨を登録する。

②保税蔵置場料金計算機能の取扱件数の加算処理を行う。なお、輸入貨物が特殊貨物の場合は、加算処理は行わない。

（Ｆ）航空貨物取扱番号ＤＢ処理

（ａ）時間延長の場合

時間延長が入力された旨の登録を行う。

（ｂ）時間延長以外の場合

入力された貨物取扱情報を登録する。

（Ｇ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

（１）ＡＨＴ業務の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 輸出貨物取扱登録（仕合せ）呼出し結果情報 | なし | 入力者 |

（２）ＡＨＴ０１業務の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 輸出貨物取扱登録（仕合せ）結果情報 | なし | 入力者 |
| 貨物取扱控情報（輸出）Ｃ | なし | 入力者 |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入力者が取扱保税蔵置場を管理する利用者以外である  （２）保税蔵置場に向けて出力の旨が登録されている | 取扱保税蔵置場 |
| 貨物取扱記録情報（輸出）Ｃ | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）貨物が他所蔵置場所に蔵置されている | 他所蔵置場所の管轄税関（保税担当部門） |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）貨物が他所蔵置場所に蔵置されている  （２）貨物が仮陸揚貨物である | 他所蔵置場所の管轄税関（監視担当部門） |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）貨物が他所蔵置場所に蔵置されていない  （２）貨物が仮陸揚貨物である | 取扱保税蔵置場の管轄税関(監視担当部門) |
| 搬送指示情報（輸出）Ｃ | 搬送指示情報出力の旨が登録されている場合 | 取扱保税蔵置場 |

７．特記事項

システム不参加展示場、特定輸出申告おける自社施設または特定委託輸出申告におけるバスケット保税地域に蔵置している貨物については、本業務の入力対象外とする。